

9. 公共建設工事における再生資源活用の 当面の運用について

平成 14 年 11 月 18 日

技 第 247 号

目次

| | |
|---|-----|
| 公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について | 9-1 |
| 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)について | 9-3 |

公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について

建設産業は、我が国の資源利用量の約40%を建設資材として消費する一方で産業廃棄物全体の最終処分量の30%程度を建設廃棄物として処分している。また、今後、住宅・社会資本の更新に伴い建設副産物の排出量が増大し、資源循環に占める建設産業の比率がより高くなることが予測される。このような状況から、我が国において環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築するため、当面、建設副産物の再生利用の促進について公共建設工事が先導的役割を果たすことが望まれており、再生資源の利用及び建設副産物の再資源化施設等への搬出の推進に取り組む必要がある。また、これにより再資源化施設の立地促進が図られ中長期的に経済性も向上するものと考えられる。

公共建設工事における再生資源の利用については「再生資源の利用の促進について」、(技術審議官又は港湾局建設課長、航空局飛行場部建設課長通達)に基づき実施することとしているが、当面、下記の運用を行うことにより、再生資源(なお、再生資源のうち再資源化施設等で製造された資材を以下「再生資材」という)の利用及び再資源化施設を活用していくうえでの課題と対応策を明らかにすることとする。

なお「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について(平成3年度)」(平成3年12月13日)建設省技調発第267号、建設省営計発第97号及び「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について(平成4年度)の運用について」(平成4年12月25日)建設省技調発第281号、建設省営計発第84号は廃止する。

記

国土交通省の発注する工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、下記の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用に際しては、所要の品質が確保される施設を活用することとする。

運用に当たっての実施要領は、別に定める。

(1) 指定副産物の工事現場からの搬出

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

2) 建設発生木材(伐木・除根材を含む)の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし工事現場から50キロメートルの範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の①及び②の条件を共に満たす場合は再資源化に代えて縮減(焼却)とすることができる。

- ① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

②縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

3)建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50キロメートルの範囲内の他の工事現場(民間建設工事を含む)へ搬出する。また、地方建設副産物対策連絡協議会(通称)等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。なお、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

(2)再生資材等の利用

1)再生骨材等の利用

工事現場から40キロメートルの範囲内に再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで原則として再生資材を利用する。

2)再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3)建設発生土の利用

工事現場から50キロメートルの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事(民間建設工事を含む)がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土を利用する。また、建設副産物対策連絡協議会(通称)等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

公共建設工事における分別解体等・再資源化等 及び再生資源活用工事実施要領(土木)について

標記について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)及び「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」(平成 14 年 5 月 30 日付け国官技第 42 号・国官総第 126 号・国営計第 27 号・国総事第 22 号)を受け、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)」を定めたので通知する。

なお、「公共建設工事における再生資源活用工事実施要領(土木)」について(平成 3 年 12 月 13 日)建設省技調発第 268 号は廃止する。

公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用 工事実施要領(土木)

分別解体等・再資源化等及び再生資源活用の対象となる建設工事は、下記の要領に基づき実施するものとする。

(1) 設計図書等における条件明示の方法

イ・再生資材の利用、再資源化施設への搬出等を実施する工事については、利用・搬出等に関する条件を設計図書等に記載し契約事項とする。

なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても設計図書等に条件明示を行うものとする。

ロ・特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事については、建設リサイクル法第 13 条により定められた契約書の記載事項のうち、「分別解体等の方法」、「再資源化等をする施設の名称及び所在地」のほか、受入時間等の処分条件について設計図書等に記載し、発注者の設定する積算条件を請負予定者に対し明確にすることとする。

また、変更等の取扱い及び完了報告についても記載することとする。

なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても設計図書等に条件明示を行うものとする。

ハ・工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、発注者と受注者が協議するものとする。(設計図書に記載)

(2) 積算上の取扱い

イ・再生資材の価格は、実勢価格を計上することとし、地方整備局等が実施する特別調査により決定する。

ロ・再資源化施設の受入れ費用に関する調査は、地方整備局等が見積り調査又は特別調査により決定する。

また、分別解体等に要する費用及び建設資材廃棄物、建設発生土等を他の建

設工事現場及び再資源化施設等へ搬出、あるいは建設工事現場への搬入に必要な費用(積込み及び運搬費用)を基準書に基づき計上する。

(3)施工計画書における取扱い

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画については、施工計画書に含めて提出させることとする。また、その実績について提出させることとする。

(4)品質の管理

再生資材を使用する場合は、品質等が適正なものであるか十分注意を払う必要がある。

品質等について適正な品質が確保されておらず、新材、購入土を使用せざるを得ない場合は、設計変更により対応することとする。

(5)実施要領の適用

この実施要領は、平成 14 年 5 月 30 日から適用するものとする。